



福岡医発第 575 号 (地)

令和 4 年 5 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

北九州市重度障害者医療費支給制度の改正について

今般、北九州市重度障害者医療費支給制度について、令和 4 年 10 月より下記のとおり改正が行われる旨、同市長より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 北九州市医師会、遠賀中間医師会、京都医師会、豊前築上医師会、直方鞍手医師会及び田川医師会に対しましては、同市より直接通知されておりますことを申し添えます。
- 2) 詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、北九州市保健福祉局障害者支援課 子ども家庭局子育て支援課 (093-582-2602) までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

- (1) 訪問看護ステーションによる訪問看護に要する費用のうち、医療保険が適用される訪問看護療養費について、助成対象外とされている訪問看護に要する費用の 1 割 (月上限 8,000 円を超えた分は申請による払い戻し) を助成対象とし、自己負担なしとする。
- (2) 3 歳以上未就学児の方への「重度障害者医療証」と「子ども医療証」の重複交付は廃止し、「重度障害者医療証」のみを交付する。

2. 改正期日

令和 4 年 10 月 1 日 (令和 4 年 10 月診療分から適用)

以上

北九保障支第615号

令和4年5月16日

福岡県医師会 御中

北九州市長 北橋 健治

北九州市重度障害者医療費支給制度の改正について

平素より本市の福祉医療行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市においては、令和4年10月から、下記のとおり重度障害者医療費支給制度を改正することといたしました。

引き続き、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- (1) 訪問看護ステーションによる訪問看護に要する費用のうち、医療保険が適用される訪問看護療養費について、助成対象外としている訪問看護に要する費用の1割(月上限 8,000 円を超えた分は申請による払い戻し)を助成対象とし、自己負担なしとします。
- (2) 3歳以上未就学児の方への「重度障害者医療証」と「子ども医療証」の重複交付は廃止し、「重度障害者医療証」のみを交付します。

2 改正期日

令和4年10月1日(令和4年10月診療分から適用)

※重度障害者医療受給者の方への周知は、新しい医療証(令和4年10月1日から有効)を送付する令和4年9月に行う予定です。

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局障害者支援課

(子ども家庭局子育て支援課兼務)

担当:杉下、三好 (TEL:093-582-2602)

重度障害者医療費支給制度について

現行制度の概要(以下のうち下線部分が変更となります)

(1)対象者

北九州市内に居住し、健康保険(65歳以上の人は後期高齢者医療)に加入している
下記手帳のいずれかの交付を受けている方。

- ・身体障害者手帳(1級または2級)
- ・療育手帳A表示
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)

※所得制限あり。

※生活保護受給者は対象外。

※上記対象者のうち、3歳未満は「子ども医療証」を交付。

3歳以上未就学児は「子ども医療証」と「重度障害者医療証」の両方を交付。

小学生以上は「重度障害者医療証」を交付。

(2)助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担額のうち、全額を助成。

以下のものは助成対象外。

- ・入院時の食事代、個室代など保険診療外の費用
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費(18歳に達する日以後の最初の3月31日までは助成対象)
- ・訪問看護ステーションの訪問看護に要する費用の1割(月限度額8,000円を超えた分は申請により払い戻し)

※他の公費負担医療が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお自己負担相当額が残る場合は上記の費用を除いた額を助成。

	自 己 負 担 額	
	現 在	令和4年10月から
訪問看護 ステーション	費用の1割 (月8,000円)	無 料
通 院	無 料	無 料
入 院	無 料	無 料